地域共生社会の在り方検討会議（第４回）	
令和６年９月３０日	資料13

農林水産省提出資料

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

○ 複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、地域の将来ビジョンを策定。これに基づき、農村RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、生活支援に係る各事業を実施。

農村RMO※

協議機能　協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など

自治会・町内会
婦人会・ＰＴＡ
社会福祉協議会
など

農村RMO形成は、上記のように連携するパターンの他、
農に関する組織が生活支援の取組に着手するものや、
生活支援の実施組織が農用地保全に着手するものがある

- 事務局
  - 総務部
  - 生活部
  - 交流部
  - 産業部
  - 資源部

地域の将来ビジョン

実行機能　事業の実施

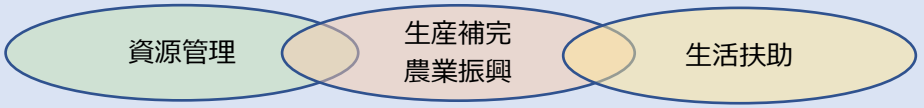

農用地の保全

地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用

直売所を核とした域内経済循環

生活支援

集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクレーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

※農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

なお、農村RMOは、RMOの一形態と整理している。

農村RMO形成の事例：高松第三行政区ふるさと地域協議会（岩手県花巻市）

○　農村の問題を農家だけで解決しようとしていたが、問題が複雑化・多様化。危機感を持った有志が発起人となり、農業や生活の課題を一緒に考える場として協議会を設立。

○　設立したものの発起人以外の参加者は反対であったため、可能な範囲で活動を開始。その後活動に行き詰ったが、アドバイザーの助言を踏まえ、活動に暮らしの視点を加えるなどした結果、徐々に賛同が得られて活動も具体化。

○　現在は、住民が主体となり様々な団体と連携し、策定したビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る様々な取組を自分事として実施。

高松第三行政区ふるさと地域協議会

３集落、世帯数66世帯、高齢化率46%、公共交通機関なし、一番近い店まで4km。
平成20年、「地域の活性化」を目的に、全世帯（66世帯）参加で設立。
農業・福祉・交流をテーマにしたビジョンに基づき活動。10世帯が移住、他にUターンが４世帯。

地域関係団体

（農業系）
・市 農政課、農村林務課
・JA　等

（福祉系）
・市 長寿福祉課、障がい福祉課
・地域包括支援センター
・社会福祉協議会
・大学（福祉学部）
・障がい者施設
・こども園　等

連携

福祉農園

農地の貸し出し・交流

地域資源活用
ガマズミやナツハゼを植栽

生きがい活動

子どもの食育

実践参加

多様な人材

地域住民、移住者、外部人材

福祉農園での活動をはじめ、多様な取組を展開

景観形成活動

加工品の開発

配食サービス・外出支援（見守り活動含む）

サロン活動

除雪支援

【 厚生労働省 × 農水省 】一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業を活用した高齢者の農的活動

- 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業では、65才以上の高齢者の介護予防活動を支援しており、高齢者の健康づくり・生きがいづくりを目的とした活動への支援が可能。
- 活動には貸農園による農作業など農的活動も可能となっており、農村RMOによる農用地保全との連携も考えられる。

＜ 高知県香美市 ＞

【農的活動の事例】　社会福祉法人 香美市社会福祉協議会「菜園クラブ」
～厚生労働省 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業の活用～

- 介護予防対策として男性も参加しやすいように、農的活動を実施。
- 市から事業委託を受けた社協が農地を借り、30区画（１区画５×６ｍ）に分け、農業経験のない定年退職者が通年で栽培。
（28人（うち男性12人）が登録し、60 歳代、70 歳代、80 歳代が参加）
- 地域の農家が月２回指導し、毎週月曜と木曜の午前中は社協のスタッフ４人が交代で菜園の管理、対応。
- 月曜～土曜8：30 ～ 17：00の間は、自由に出入りができ、生産や収穫をすることが可能（ただし農産物販売は禁止）。
- 一部の区画は社協がサツマイモを植え、収穫時には若者サポートステーションセンターからニートや引きこもり者５名ほどが参加。（2013年から10年間実施）

効 果

（福祉側）
介護予防、新たな人間関係創出、コミュニケーションが活発化、交流機会創出

（農業側）
農地保全、新たな担い手創出

ポイント

- ●一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業で実施
- ●農業経験のない定年退職者が実施
- ●男性が参加しやすい
- ●農地の保全
- ●農業生産者になった参加者もいる

一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（厚生労働省）

一般介護予防事業とは、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する事業である。

「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の５事業で構成されており、このうち「地域介護予防活動支援事業」は、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的としている。

厚生労働省ホームページ